

## 宇部市戸籍等不正請求に係る本人通知制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により交付する戸籍謄本等及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により交付する住民票の写し等（以下「戸籍等」という。）について、偽りその他不正の手段による請求（以下「不正請求」という。）が行われたおそれがある場合において、当該請求の対象者（以下「請求対象者」という。）に対し通知することにより、戸籍等の不正請求及び不正取得の抑止を図ることを目的とする。

### (本人通知)

第2条 市長は、戸籍法又は住民基本台帳法に規定する罰金刑の確定又は不正内容についての国又は県からの通知等により、不正請求を行った者（以下「不正請求者」という。）があることを知ったときは、当該不正請求者が本市に対し行った戸籍等の請求の有無について調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、当該不正請求者による戸籍等の請求があったときは、当該請求対象者に対し、宇部市戸籍等不正請求に係る本人通知書（別記様式）により通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、不正請求者が提出した戸籍等の交付請求書に記載された請求対象者に対し送付するものとする。ただし、死亡その他の理由により当該請求対象者に送付できないときは、当該請求対象者の戸籍の筆頭者又は住民票の世帯主に対して送付するものとする。

### (通知後の説明)

第3条 市長は、前条の規定による通知を受けた請求対象者から通知についての説明を求められたときは、次に掲げる事項について説明を行うものとする。この場合において、当事者及び関係者のプライバシーの保護に努めなければならない。

- (1) 当該不正請求に係る事実関係
- (2) 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく戸籍等の交付の仕組み
- (3) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報開示請求の方法

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、第2条第1項に該当する不正請求者が判明したものについては、この要綱に準じて通知するよう努めるものとする。

別記様式（第2条関係）

第 号  
年 月 日

様

宇部市長



宇部市戸籍等不正請求に係る本人通知書

戸籍法又は住民基本台帳法の規定に基づき本市が交付した戸籍謄本等又は住民票の写し等について、不正に請求されたおそれがあることが判明したため、宇部市戸籍等不正請求に係る本人通知制度実施要綱第2条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 請求対象者
- 2 本籍又は住所
- 3 筆頭者又は世帯主
- 4 交付した戸籍謄本等の種類及び交付通数
- 5 請求・取得した者の住所及び職氏名
- 6 交付請求書に記入された請求理由
- 7 交付年月日